

くまもと子育て応援の店・企業推進事業実施要領

1 趣旨

「子育てするなら熊本で」と言われる子育て先進県を目指して、県民の子育て支援の気運を高めるため、子育てを支援する店、企業、団体等を募集・登録し、その活動を広報、支援することにより、子育てを地域ぐるみで支え合ういしきの啓発と取組みの輪を広げる。

また、平成28年4月から子育て支援パスポート事業の全国共通展開に参加し、県内だけでなく、県外の子育て世帯へ支援し、子ども・子育てに温かい社会づくりを推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、熊本県とする。

3 事業内容

(1) 応援団募集・登録事業

子育てを支援する店、企業、団体等を、以下に掲げる応援団として募集、登録する。

① 子育てとくとく応援団

「就学前の子どもを養育している家庭」に対して、料金の割引や特典の付与等のサービスを提供する。

② 子育てあったか応援団

「子育て家庭」に対するおむつ替え場や授乳室など、子育てにやさしい設備や付加的なサービスの提供又は本事業の広報啓発の取組みを行う。

③ 子育て従業員応援団

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や仕事と家庭の両立を支援するための独自の雇用環境整備を行う。

(2) 広報・啓発推進事業

応援団のチラシ、ホームページ、ポスター等の作成等により本事業を広報、啓発し、県民への普及・浸透を図る。

(3) 事業推進協議会

本事業を関係団体等との連携のもとに推進するため、事業推進協議会を設置する。

(4) 県庁内推進会議

本事業を県庁関係部局の連携のもとに推進するため、県庁内関係部局からなる事業推進会議を設置する。

(5) その他、本事業として適当と認められる事業

4 事業の所管部署

本事業は、健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課及び商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課で所管する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成18年5月23日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月27日から施行する。